

医療機関等の受診には、ぜひマイナンバーカードをご利用ください！



オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了しているか確認する方法

オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了すると、マイナンバーカードで医療機関等を受診できます。

データ登録が完了しているかは、スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上の健康保険証情報でご確認いただけます。被保険者資格情報が登録されているか受診前にご確認ください。

- ※ システムへのデータ登録には資格取得後、少々時間を要します。
- ※ マイナンバーをご提出いただいていない方は、ご提出をお願いいたします。
ご提出が無い場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、あなたのマイナンバーを照会することがございます。
- ※ 登録が完了しているかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて共済組合員証を携行してください。
- ※ マイナ保険証の利用には、データ登録に加え、マイナポータルや医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでの健康保険証利用登録手续が必要です。手続後、利用登録が完了しているかを確認するには、マイナポータルの健康保険証利用申込状況等をご利用ください。



マイナンバーカードで受診するメリット

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※ 本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※ 本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参も不要となります。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー 受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

- マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



- マイナンバーカードの健康保険証利用について【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

